

# 労働条件不利益変更の手法と実務

## ～就業規則等による労働条件の変更をわかりやすく解説～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・(一社) 品川労働基準協会  
(一社) 大田労働基準協会・渋谷労働基準協会・(一社) 新宿労働基準協会

近年、労働基準法、パート・有期労働法、労働契約法、育児介護休業法、高齢者雇用安定法などの労働関係法令が目まぐるしく改正され、これらの法改正に対応するため就業規則等の変更を行うこととなります。しかし、この場合、現行の労働条件からの不利益変更を伴うことが通常です。

そこで、使用者側で労働法務を取り扱っている弁護士が、最新の裁判例などをもとに労働条件の不利益変更を行う際の手法と実務について説明いたします。

- 1 日時 2023年9月26日(火) 14:00~16:00 (開場・受付は13:30~)
- 2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 研修センター  
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル (裏面案内図参照)
- 3 講師 弁護士 中山達夫 (中山・芳澤法律事務所)
- 4 内容 賃金制度、諸手当、賞与、退職金、育児休業、  
労働時間、休日、休暇の変更、定年延長と待遇の変更 など
- 5 受講料 (資料代・税込) 協会会員は、0円 (OP) その他の方7,000円
- 6 定員 34名
- 7 申込方法等

- ①受講申込:裏面「申込書」により、三田労働基準協会までTEL:03-3451-7692 して下さい。
- ②申込受付と受講料振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」を申込担当者あて Fax 返信いたします (申込書に必ず Fax 番号をご記入ください)。受講料は、9月19日(火)までに次の銀行口座にお振込み下さい (振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱UFJ銀行 田町支店	普通預金	0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義住所	東京都港区芝4-4-5

◆振込人名の前に講習会月日をお付けください  
◆法人の種類 (カブシキガイシャ等) は「三田労働基準協会」を必ず記入してください  
(例 0926ミタロウドウ・等 イツパン ヤダンハウシオンは不要です)

- ③受講の取消:9月19日(火)までの取消は受講料を全額返還いたします (振込手数料はご負担願います) それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おき下さい。
- ④受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

- 8 問合先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mitakouroukikyo.or.jp>  
電話:03-3451-0901 FAX:03-3451-7692

\*新型コロナウイルス感染症予防のためマスク着用のご協力をお願いします。

\*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

